

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>環境有害物質のGHS基準での評価に関しては、経過措置の設定はもちろん、どうしても本評価に係る安全性データの取得が間に合わない物質については、暫定的に「海洋汚染物質」としての輸送を認める事などが必要ではないか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございました。暫定的に輸送を認めることは国際的な問題もあり困難なのですが、安全性データにつきましては、IMDGコードにおいて、OECD法やGLP試験以外での試験データも活用できることが規定されていますので、経過期間に試験データを取得できると考えております。</p>